

平成 28 年 1 月以降、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律・条例で定められた申請や手続において、マイナンバーの記載が始まります。  
その申請や手続をする際は、下記の本人確認書類が必要です。

- 例えば、医療保険、介護保険、児童手当、生活保護の申請や手続など。

(該当する申請や手続は、それぞれの窓口にお問い合わせください。)

※税の申告は、平成 29 年の申告(平成 28 年分)から、マイナンバーの記載が始まります。

上記の申請や手続の際は、本人確認(マイナンバーの確認と身元確認)が必要です。



### 本人が申請や手続を行う場合

- ◎個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と身元確認が、カード1枚でできます。
- ◎個人番号カードをお持ちでない場合は、下記のとおり、原則、2種類以上の書類が必要です。

①マイナンバーの確認	②身元確認	
◎住民票を有する全ての人に配布される <u>通知カード</u> ◎マイナンバー付の住民票	<u>官公署発行の顔写真付証明書1点</u> (例：運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など)	<u>官公署等発行の顔写真なしの証明書2点</u> (例：健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証、学生証、生活保護受給者証、恩給等の証書など)